

産業振興推進委員会委員の選考に関する基準

1 選考委員会の設置及び選考委員

- (1) 厚木市産業振興推進委員会の公募委員を選任するに当たり、公平かつ公正な選任を確保するため、合議制による選考委員会を設置する。
- (2) 選考委員会は、産業振興主管部長、産業振興主管課長及び商業振興主管課長をもって構成し、選考委員長には、産業振興主管部長を充てる。
- (3) 選考委員会の事務局は、産業振興主管課に置く。

2 選考数

募集人員 2 人（応募人数が 3 人以上の場合は次点 1 人）を選考する。

3 選考基準及び選考方法

選考委員会は、委員の選考に当たって、提出された厚木市産業振興推進委員会委員応募申込書を基に、応募の動機・抱負などについて、次表の評価項目に従い、5 段階評価で採点し、その他社会的活動の経験を総合的に考慮し、協議・決定するものとする。

なお、評価点の合計が 60% に満たない者は選出対象としない。

ア 書類審査

評価項目	評価点（5 段階評価）				
産業振興に対する理解はあるか。	5	4	3	2	1
地域の産業振興に係る活動実績はあるか。	5	4	3	2	1
提出された意見の文章の内容は充実しているか。	5	4	3	2	1

イ 面接審査

評価項目	評価点（5 段階評価）				
社会状況や本市の状況について理解はあるか。	5	4	3	2	1
委員会に対する参加意欲と熱意はあるか。	5	4	3	2	1
自己の意見を持ちながらも周囲の人たちと協調できるか。	5	4	3	2	1

※配点基準 5 点：非常に優れている 4 点：優れている 3 点：普通 2 点：やや劣る 1 点：劣る

4 その他

- (1) 応募者数が募集人員に満たない場合、又は選考の結果募集人員に満たないこととなった場合は、再募集を行うことができる。
- (2) 応募書類及び選考書類の公開等については、厚木市情報公開条例（平成 13 年厚木市条例第 15 号）及び厚木市個人情報保護条例（平成 16 年厚木市条例第 11 号）によるものとする。